

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

倉敷市水道局より大切なお知らせ

## 令和元年（2019年）10月1日

## より指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。



- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。  
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)  
※**期間内に更新申請されなければ、失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません

### ●指定更新の要件は

#### 新規申請と同じ3項目

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具を有する
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法(以下法令という)第25条の3及び水道法施行規則(以下省令という)第20条に準拠

### ●更新申請に必要な書類

(様式は倉敷市水道局ホームページへ掲載予定)

1	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	5	事務所の位置図及び内外の写真
2	誓約書(様式第2)	6	機械器具調書(別表)
3	〈法人の場合〉 定款の写し及び登記事項証明書	7	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
4	給水装置工事主任技術者免状の写し又は技術者証の写し		

○指定更新申請手数料 10,000円

※事業者証交付時に必要。

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※法令第25条の8及び省令第36条に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

### ◎4項目確認用書類(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・配管技能の資格証等

【更新の申請についてのお問い合わせ先・・・倉敷市水道局水道サービス課 TEL:086-426-3685】